

(平成23年10月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 14 件

厚生年金関係 14 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を昭和62年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社を昭和62年3月31日に退職した。

私が所持する昭和62年3月分の出勤表では31日は出勤となっており、同年3月分の給与支払明細書では厚生年金保険料が控除されている。

しかし、年金事務所の記録では、昭和62年3月が未加入となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する昭和62年3月分の出勤表、雇用保険の記録、及び給与支払明細書により、申立人が昭和62年3月31日まで申立事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人が所有する3月分の給与支払明細書により、申立人は申立期間において、報酬月額に基づく標準報酬月額(20万円)より高い標準報酬月額(32万円)に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の給与支払明細書より確認できる報酬月額から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「当時の資料が無く不明。」としているが、事業主が資格喪失日を昭和62年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る62年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間②の標準賞与額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年1月30日から同年2月1日まで
② 平成18年12月28日

私は、平成19年1月31日にA社を退職したにもかかわらず、厚生年金保険の資格喪失日が同年1月30日となっている。

また、同社に勤務していた時の平成18年12月に支給された賞与の標準報酬賞与額の記録が無い。

給与支払明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された給与支払明細書、申立ての事業所の申立人に係る賃金台帳及び雇用保険被保険者離職票等により、申立人は、申立ての事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、給与支払明細書等の保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保存している申立人の申立期間①に係る健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成19年1月30日となっていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年1月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人から提出された賞与支払明細書及び申立ての事業所の申立人の賞与に係る賃金台帳から、申立人は、2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間②当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間②の標準賞与額に基づく保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成3年9月を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年9月から3年9月まで
② 平成7年10月から8年9月まで

私は、申立期間にA社に勤務していたが、会社が年金事務所に届け出ている標準報酬月額が、給与明細書に記載されている支給額より低い額となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は実際に支給されていたと認められる報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立期間①のうち、平成3年9月について、申立人の所持する給与明細書より、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（26万円）を超える報酬月額の支払いを受け、その報酬月額に基づく標準報酬月額より高い標準報酬月額に見合う保険料を控除されていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる報酬月額から28万円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間①のうち平成2年9月から3年8月までの期間については、

給与明細書に記載されている報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、同明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致しており、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人の平成3年9月に係る上記訂正後の標準報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が保存されていないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かは、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、給与明細書に記載されている報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、同明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致しており、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和30年4月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月27日から同年5月7日まで

私は、昭和25年にC社（現在は、A社）に入社以来、退職まで継続して勤務していたのに、本社営業部からB支店に転勤した申立期間において厚生年金保険の被保険者期間に空白が生じていることに納得できない。

（注）申立ては、申立人の長女が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員台帳、A社健康保険組合の資格喪失者台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和30年4月27日にA社本社営業部からA社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和30年5月の社会保険事務所（当時）の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ

とから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から15年4月までの期間及び同年6月から同年8月までの期間は22万円、同年9月から17年3月までは24万円、同年4月は26万円、同年5月は22万円、同年6月から18年1月までは26万円、同年2月は24万円、同年3月から同年8月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は30万9,000円、同年12月19日は37万2,000円、16年7月20日は32万6,000円、同年12月20日は38万1,000円、17年7月20日は32万4,000円、同年12月20日は38万3,000円、18年7月20日は33万2,000円、同年12月20日は39万4,000円、19年7月20日は33万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は30万9,000円、同年12月19日は37万2,000円、16年7月20日は32万6,000円、同年12月20日は38万1,000円、17年7月20日は32万4,000円、同年12月20日は38万3,000円、18年7月20日は33万2,000円、同年12月20日は39万4,000円、19年7月20日は33万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日
⑤ 平成16年12月20日

- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から15年4月までの期間及び同年6月から同年8月までの期間は22万円、同年9月から17年3月までは24万円、同年4月は26万円、同年5月は22万円、同年6月から18年1月までは26万円、同年2月は24万円、同年3月から同年8月までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤った内容で提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年5月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額と同額であることが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は30万9,000円、同年12月19日は37万2,000円、16年7月20日は32万6,000円、同年12月20日は38万1,000円、17年7月20日は32万4,000円、同年12月20日は38万3,000円、18年7月20日は33万2,000円、同年12月20日は39万4,000円、19年7月20日は33万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店の資格取得日に係る記録を昭和53年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和49年4月1日にA社に入社し、現在まで継続して同社に勤務している。

しかし、申立期間について、厚生年金保険の記録が未加入期間となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した人事オンライン個人票、申立事業所が提出した社員名簿、C健康保険組合の加入記録及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間において申立事業所に継続して勤務し（昭和53年9月1日にA社D部からA社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和53年10月の標準報酬月額から17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社E支店は、「当社が保管している社会保険被保険者台帳等から推測すると、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤ったのだと思う。」と届出の誤りを認めていることから、事業主が昭和53年10月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事

業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格の喪失日に係る記録を昭和51年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月29日から同年3月1日まで

私は、昭和37年4月にA社へ入社し、54年8月まで継続して勤務した。

しかし、51年3月1日に同社B工場事務課から同じ事務所内にある同社本社営業部C支店へ異動した際の同年2月29日から同年3月1日までの厚生年金保険の加入記録が漏れており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した人事記録、同社からの回答及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人は同社に継続して勤務し（同社B工場から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日について、A社は、「資料は残っていないが、人事異動に伴う辞令は通常、1日又は21日に発令されていたため、申立人は、昭和51年3月1日付でA社B工場から同社C支店への辞令が発令されたものと考えられる。」と回答していることから、同社B工場における資格喪失日を昭和51年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年1月の社会保険事務所（当時）の記録から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、A社が資格喪失日を昭和51年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月29

日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、④、⑤、⑥及び⑨の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

また、申立期間②及び⑧に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、申立期間②は19万円、及び申立期間⑧は20万3,000円とされているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当するものとして、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の、申立期間②は14万円、及び申立期間⑧は15万円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑧及び⑨に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成16年3月30日は9万8,000円、同年12月25日は18万円、17年3月30日は10万4,000円、18年3月30日は14万円、19年3月30日は15万5,000円、20年3月30日は16万1,000円、同年12月25日は19万6,000円、及び21年3月30日は15万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月30日
② 平成16年12月25日
③ 平成17年3月30日
④ 平成18年3月30日
⑤ 平成19年3月30日
⑥ 平成20年3月30日

⑦ 平成 20 年 7 月 30 日

⑧ 平成 20 年 12 月 25 日

⑨ 平成 21 年 3 月 30 日

私は、申立期間①、③、④、⑤、⑥及び⑨に、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。申立事業所は、この誤りに気付き、平成 23 年 6 月 7 日付けで年金事務所に当該賞与支払届を提出したが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

また、申立事業所は、併せて申立期間②、⑦及び⑧に係る賞与額の届出内容の誤りに気付き、標準賞与額支払届の変更届を平成 23 年 6 月 7 日付けで年金事務所に提出しているので、変更額を年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①、③、④、⑤、⑥及び⑨の標準賞与額は、保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。

また、申立人の申立期間②及び⑧における標準賞与額は、当初、申立期間②は 14 万円、及び申立期間⑧は 15 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が消滅した後の平成 23 年 6 月に、申立期間②は 19 万円、及び申立期間⑧は 20 万 8,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた各申立期間の標準賞与額となっている。

しかしながら、申立事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、上記の申立期間において申立事業所から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳における賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 3 月 30 日は 9 万 8,000 円、同年 12 月 25 日は 18 万円、17 年 3 月 30 日は 10 万 4,000 円、18 年 3 月 30 日は 14 万円、19 年 3 月 30 日は

15万5,000円、20年3月30日は16万1,000円、同年12月25日は19万6,000円、及び21年3月30日は15万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②及び⑧については、社会保険事務所に提出した賞与支払届で誤った賞与額を届け出たことを、また、申立期間①、③、④、⑤、⑥及び⑨については、賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、事業主は当該賞与に係る保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑦については、オンライン記録により確認できる標準賞与額（16万2,000円）が、賃金台帳により賞与額又は保険料控除額に見合う標準賞与額より高いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象とならないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、④、⑤、⑥及び⑨の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

また、申立期間②、⑦及び⑧に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、申立期間②は31万円、申立期間⑦は21万7,000円、及び申立期間⑧は31万5,000円とされているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当するものとして、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の、申立期間②は25万円、申立期間⑦は20万6,000円、及び申立期間⑧は20万円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成16年3月30日は19万円、同年12月25日は31万円、17年3月30日は19万円、18年3月30日は20万円、19年3月30日は20万円、20年3月30日は20万円、同年7月30日は21万7,000円、同年12月25日は31万3,000円、及び21年3月30日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月30日
② 平成16年12月25日
③ 平成17年3月30日
④ 平成18年3月30日
⑤ 平成19年3月30日

- ⑥ 平成 20 年 3 月 30 日
- ⑦ 平成 20 年 7 月 30 日
- ⑧ 平成 20 年 12 月 25 日
- ⑨ 平成 21 年 3 月 30 日

私は、申立期間①、③、④、⑤、⑥及び⑨に、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。申立事業所は、この誤りに気付き、平成 23 年 6 月 7 日付けで年金事務所に当該賞与支払届を提出したが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

また、申立事業所は、併せて申立期間②、⑦及び⑧に係る賞与額の届出内容の誤りに気付き、標準賞与額支払届の変更届を平成 23 年 6 月 7 日付けで年金事務所に提出しているので、変更額を年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①、③、④、⑤、⑥及び⑨の標準賞与額は、保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。

また、申立人の申立期間②、⑦及び⑧における標準賞与額は、当初、申立期間②は 25 万円、申立期間⑦は 20 万 6,000 円、及び申立期間⑧は 20 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が消滅した後の平成 23 年 6 月に、申立期間②は 31 万円、申立期間⑦は 21 万 7,000 円、及び申立期間⑧は 31 万 5,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた各申立期間の標準賞与額となっている。

しかしながら、申立事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、上記の申立期間において申立事業所から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳における賞与額又は厚生年金保険料

控除額から、平成16年3月30日は19万円、同年12月25日は31万円、17年3月30日は19万円、18年3月30日は20万円、19年3月30日は20万円、20年3月30日は20万円、同年7月30日は21万7,000円、同年12月25日は31万3,000円、及び21年3月30日は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②、⑦及び⑧については、社会保険事務所に提出した賞与支払届で誤った賞与額を届け出たことを、また、申立期間①、③、④、⑤、⑥及び⑨については、賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、事業主は当該賞与に係る保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を平成19年12月15日は40万円、20年7月15日は28万円、同年12月15日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : ① 平成19年12月15日
② 平成20年7月15日
③ 平成20年12月15日

私は、A社に勤務していた期間に係る賞与について、事業主により厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①、②及び③の賞与については、事業主が社会保険事務所(当時)へ健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかったため、標準賞与額の記録が無い。申立事業所は、この誤りに気づき、平成23年5月16日付けで年金事務所に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①、②及び③に係る標準賞与額の相違について申し立てているが、当該期間に係るオンラインの記録は、保険料の徴収権が時効により消

減した後に、当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。

しかしながら、申立事業所から提出された給料支払明細書（平成19年12月15日支給 冬期賞与）及び平成20年賃金台帳により、申立人は、申立期間①、②及び③に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、上記の給料支払明細書（平成19年12月15日支給 冬期賞与）及び平成20年賃金台帳において確認できる賞与額又は保険料控除額から、平成19年12月15日は40万円、20年7月15日は28万円、同年12月15日は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年5月16日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を平成19年12月15日は50万円、20年7月15日は38万円、同年12月15日は38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月15日
② 平成20年7月15日
③ 平成20年12月15日

私は、A社に勤務していた期間に係る賞与について、事業主により厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①、②及び③の賞与については、事業主が社会保険事務所(当時)へ健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかったため、標準賞与額の記録が無い。申立事業所は、この誤りに気付き、平成23年5月16日付けで年金事務所に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①、②及び③に係る標準賞与額の相違について申し立てているが、当該期間に係るオンラインの記録は、保険料の徴収権が時効により消

減した後に、当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。

しかしながら、申立事業所から提出された給料支払明細書（平成19年12月15日支給 冬期賞与）及び平成20年賃金台帳により、申立人は、申立期間①、②及び③に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、上記の給料支払明細書（平成19年12月15日支給 冬期賞与）及び平成20年賃金台帳において確認できる賞与額又は保険料控除額から、平成19年12月15日は50万円、20年7月15日は38万円、同年12月15日は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年5月16日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を平成19年12月15日は45万円、20年7月15日は36万円、同年12月15日は36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : ① 平成19年12月15日
② 平成20年7月15日
③ 平成20年12月15日

私は、A社に勤務していた期間に係る賞与について、事業主により厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①、②及び③の賞与については、事業主が社会保険事務所(当時)へ健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかったため、標準賞与額の記録が無い。申立事業所は、この誤りに気づき、平成23年5月16日付けで年金事務所に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①、②及び③に係る標準賞与額の相違について申し立てているが、当該期間に係るオンラインの記録は、保険料の徴収権が時効により消

減した後に、当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。

しかしながら、申立事業所から提出された給料支払明細書（平成19年12月15日支給 冬期賞与）及び平成20年賃金台帳により、申立人は、申立期間①、②及び③に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、上記の給料支払明細書（平成19年12月15日支給 冬期賞与）及び平成20年賃金台帳において確認できる賞与額又は保険料控除額から、平成19年12月15日は45万円、20年7月15日は36万円、20年12月15日は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年5月16日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を平成19年12月15日は28万円、20年7月15日は28万円、同年12月15日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : ① 平成19年12月15日
② 平成20年7月15日
③ 平成20年12月15日
④ 平成20年9月1日から21年4月1日まで

私は、A社に勤務していた期間に係る賞与及び給与について、事業主により厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①、②及び③の賞与については、事業主が社会保険事務所(当時)へ健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかったため、標準賞与額の記録が無い。また、申立期間④の給与については、事業主が社会保険事務所へ健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出していなかったため、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。申立事業所は、これらの誤りに気付き、23年5月16日付けで年金事務所に当該賞与支払届及び算定基礎届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届及び算定基礎届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①、②及び③に係る標準賞与額並びに申立期間④に係る標準報酬月額との相違について申し立てているが、当該期間に係るオンラインの記録は、保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の賞与支払届及び算定基礎届が提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。

しかしながら、申立事業所から提出された給料支払明細書（平成19年12月15日支給 冬期賞与）及び平成20年賃金台帳により、申立人は、申立期間①、②及び③に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、上記の給料支払明細書（平成19年12月15日支給 冬期賞与）及び平成20年賃金台帳において確認できる賞与額又は保険料控除額から、平成19年12月15日は28万円、20年7月15日は28万円、同年12月15日は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年5月16日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間④については、申立事業所から提出された賃金台帳により、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額19万円より高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額18万円は、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額19万円より低額であることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を平成20年12月15日は36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月15日

私は、A社に勤務していた期間に係る賞与について、事業主により厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の賞与については、事業主が社会保険事務所(当時)へ健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかったため、標準賞与額の記録が無い。申立事業所は、この誤りに気づき、平成23年5月16日付けで年金事務所に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る標準賞与額の相違について申し立てているが、当該期間に係るオンラインの記録は保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。

しかしながら、申立事業所から提出された平成 20 年賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記の平成 20 年賃金台帳において確認できる賞与額又は保険料控除額から、平成 20 年 12 月 15 日は 36 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 16 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から53年3月まで

私は、昭和48年か49年頃、A町内会の婦人部長宅へ行政機関の女性担当者が来た時に国民年金の加入手続を行った。その際に、遡って保険料を納付するように言われたが、遡って納付しなくても受給資格を得ることができるので、本年度分から保険料を納付すると記入し、押印した。

また、毎月、夫の母親が夫と私の保険料と一緒にA婦人会の集金人に納付していたにもかかわらず、夫は申立期間が納付済みで私のみが納付済みとされていないのは不自然である上、当時の婦人会は、集金対象者全員の保険料が集金できない場合、立て替えてでも期日内に保険料を金融機関に納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った時期を昭和48年又は49年頃としているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、53年5月頃に資格取得日を同年4月1日とする加入手続を行ったものと推認される上、オンライン記録による氏名検索によっても、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことは確認できないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人の夫及び義母の国民年金被保険者台帳によれば、申立期間のうち、一部の期間について、保険料を前納していることが確認できることから、申立期間当時、毎月集金人に保険料を納付していたとする申立内容とは相違している。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする申立人の義母は既に他界

している上、申立人の義母が申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の義母が申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から62年3月まで

私は、申立期間に係る国民年金保険料を近くのA金融機関かB金融機関又はC金融機関の窓口で、毎月納付し、昭和62年4月からは、B金融機関で口座振替にすると同時に夫の保険料も納付し始めたことを覚えている。

申立期間に係る国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を毎月納付したと申し立てしているところ、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和62年度の保険料は、時効間際である平成元年7月17日から2年4月16日までの期間に4回に分けて過年度納付されていることが確認できることから、当該時点において、申立期間に係る保険料は時効により納付できなかった可能性が考えられる。

また、申立人は、申立期間直後の昭和62年4月からは申立人の夫の国民年金保険料と併せて口座振替により納付したとしているが、オンライン記録により、昭和62年度は過年度納付、63年度は全額申請免除を行っていることが確認できる上、申立人とその夫に係るD市の国民年金被保険者名簿には、平成8年度までの納付記録が記載されているところ、口座振替に係る記録は記載されておらず、申立人の主張と相違している。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付について証言してくれる者として、二人の名前を挙げているが、二人とも、「申立人が申立期間に国民年金保険料を納付していたかどうか知らない。」と回答し

ている上、申立人は、申立期間に係る保険料額を覚えておらず、納付場所について、「近くのA金融機関かB金融機関又はC金融機関の窓口で納付した。」と供述しているが、3つの金融機関とも保険料の納付記録は保存されていないため、保険料の納付状況について確認することができない。

加えて、D市が保管する申立期間に係る国民年金被保険者名簿における検認記録欄は、未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年4月までの期間、同年12月、4年7月から同年10月までの期間、同年12月、5年3月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年1月から同年4月まで
② 平成2年12月
③ 平成4年7月から同年10月まで
④ 平成4年12月
⑤ 平成5年3月
⑥ 平成5年6月

私は、平成3年9月頃に国民年金に加入し、自宅に届いていた納付書によって国民年金保険料を納付していたが、保険料を納付していない時もあった。

平成5年7月に現在の会社に入社した後、7年頃A町役場（現在は、B市A支所）の職員から国民年金と国民健康保険の未納保険料を納付するよう連絡があり、役場の職員に自宅に来てもらい、毎月1万円ずつ納付していたが、友人に未納があると年金がもらえないことがあると言われたので、7年の冬か8年の夏頃にボーナスで国民年金と国民健康保険の未納保険料約25万円を自宅に来た役場の職員に渡した。その時、その職員にこれで全て終わりましたと言われたことを記憶している。

しかし、申立期間の保険料が未納と記録されており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録による申立人の前後の被保険者の記録から平成3年10月頃に払い出されたものと推認でき、申立人の国民年金の加入手続に係る主張と符合する。

しかしながら、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成7年の冬頃か8年の夏頃にまとめて納付したとしているが、7年冬の時点で申立期間の保険料は、時効により納付することはできない。

また、申立人は、平成7年頃にA町役場から国民年金加入期間のうち未納となっている国民年金保険料を納付するよう連絡があったので、同役場の職員に自宅に訪問してもらい、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、B市A支所は、「過年度分の未納となっている国民年金保険料について、役場から被保険者に納付するよう連絡したことは無く、自宅を訪問して集金したことも無い。」と回答している。

さらに、B市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿を見ても、申立期間は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 22 日から同年 9 月 28 日まで

私はA社に勤務していた際、昭和 48 年 7 月から同年 9 月までB社へ研修に行ったが、その期間の厚生年金保険の記録が無い。

当時、退職扱いとされているのに気づき、社長に訂正を申し出、申立期間は継続して勤務していたことに訂正されたと考えていた。

厚生年金保険の記録が無いのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人に係る被保険者原票が2件存在し、最初の被保険者原票において申立人は昭和 47 年 7 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、48 年 7 月 22 日に資格喪失したとの記載が確認でき、2番目の被保険者原票において同年 9 月 28 日に被保険者資格を取得したとの記載が確認できるものの、これ以外に申立人に係る厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

また、申立人の雇用保険の加入記録をみると、厚生年金保険の加入記録と同様に、申立期間は未加入となっている。

さらに、申立人は厚生年金保険料の控除を確認できる書類を所持していない上、申立事業所は既に解散しており、当時の関係書類は残っていないため、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、申立期間中の給与支払について申立人は「B社から現金で支給され、明細がないので内訳は不明である。」と説明しており、申立人の当時の上司は「B社での研修は無かったように記憶している。申立人が申立期間の記録が無い理由は不明である。」と申述している。

なお、申立期間に申立人が働いていたとするB社の厚生年金保険健康保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も見られないことから、申立人のB社における勤務実態や申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した事実は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主より給与から控除された事をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 12 月 1 日から 11 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 64 年 1 月から平成 11 年 6 月末まで A 社に勤務し、申立期間も従前と同額の給与（手取り額 32 万円）を支給されていたのに、申立期間の標準報酬月額が大幅に引き下げられていることに納得できないので、標準報酬月額の記録を 36 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人の給与が振り込まれていた銀行口座の取引履歴を確認したところ、平成 8 年 1 月から 11 年 6 月まで毎月 32 万円が B 社（A 社から駐車場の管理を受託し、同社の指示で申立人の銀行口座に給与相当額を入金）から振り込まれていたことが確認できることから、オンライン記録の標準報酬月額（20 万円及び 9 万 8,000 円）を上回る給与が支給されていたことは推認できる。

しかしながら、申立人は申立期間当時の給与明細書及び源泉徴収票等を保管していない上、申立事業所は平成 11 年 7 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の実質的な経営者（代表取締役）も病気のため事情を聴くことができないことから、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立事業所は、平成 5 年 4 月 1 日から C 厚生年金基金に加入していたことから、同基金の申立人に係る標準報酬月額の記録を確認したところ、6 年 12 月 1 日に 20 万円、10 年 11 月 1 日に 9 万 8,000 円にそれぞれ変更されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月 1 日から 55 年 7 月 1 日まで

私は、申立期間に、A 県に本社がある B 社の社員として、C 社の 1 階の売り場で、衣料品の販売を行っていた。

本社の新作展示販売会場の手伝いのため、A 県に出張したこともあり、その時、従業員が 10 人ぐらい働いていたことを記憶している。

申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する事業所名等に符合する事業所 (B 社) が D 県に存在していたことがオンラインによる適用事業所検索及び商業登記簿により確認できたことから、当該事業所の関係者に照会したところ、申立期間当時の A 支店長から、「同社は A 県に支店があり、C 社の売り場に販売促進のアルバイトを採用していた。」との供述が得られたことから、時期は特定できないものの申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該 A 支店長は、「当時の関係資料は残っていないが、パートの売り場の販売員は、正社員ではなく、個人契約のアルバイトであり、厚生年金保険及び雇用保険には加入していなかった。」と供述している上、申立人には当該事業所での雇用保険の被保険者記録も確認できないことから、申立人は申立事業所の正社員ではなく、個人契約のアルバイトとして勤務し、厚生年金保険には加入していなかったことが推測される。

また、申立人は、「申立期間当時、厚生年金保険に加入していなければ、国民年金に加入していたはずだが、国民年金にも加入していないので、厚生年金保険に加入し、保険料は控除されていたはずである。」としているが、オンラ

イン記録によれば、申立人には申立期間以外にも厚生年金保険及び国民年金に加入していない期間が確認できる上、給与明細書により厚生年金保険料が控除されていたことを確認していなかったとしており、保険料控除に係る記憶は曖昧である。

さらに、申立事業所及びその関係会社（E社）の申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号には欠番は無く、申立人の名前も見当たらない上、申立人はC社の売り場で一緒に勤務した同僚はいなかったとし、申立事業所は平成11年に解散しているため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A社に昭和 60 年 6 月 30 日まで勤務し、同年 7 月 1 日からはB社に出向となり、平成 21 年 9 月末まで勤務した。

A社から入手した当時の健康保険厚生年金保険台帳の写しによると、資格喪失日は昭和 60 年 7 月 1 日となっており、申立期間が厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間において、申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（社会保険事務所（当時）が昭和 60 年 7 月 1 日に受付）には、資格喪失年月日が昭和 60 年 6 月 30 日と記載されており、オンライン記録と一致している上、申立事業所は、「当該通知書の記載内容から判断すると、資格喪失日を昭和 60 年 7 月 1 日と届出すべきところ、誤って同年 6 月 30 日と届出したものと思われる。」としている。

また、申立事業所が保管する賃金台帳によれば、申立人に係る昭和 60 年 6 月分の給与から、1 か月分の厚生年金保険料（8,480 円）が控除されていることが確認できるものの、申立事業所は、「厚生年金保険料の控除は、翌月控除方式であり、月末退職の場合、通常、最後に支給する給与から 2 か月分の厚生年金保険料を控除することになる。」としていることを踏まえると、同年 6 月分の給与から控除されている厚生年金保険料は、同年 5 月分の保険料であって、同年 6 月分については控除されていなかったものと推測される。

さらに、申立事業所は、「賃金台帳等以外の書類は既に処分済みで、給与か

ら控除できなかった厚生年金保険料を本人から現金で受け取ったかどうかは確認できない。」としている上、申立人は、「昭和 60 年 6 月分の給与を受給した後に、申立事業所に厚生年金保険料を現金で支払った記憶は無い。」としていることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は、「申立事業所における厚生年金保険料の控除が翌月控除方式であれば、出向となった関連会社の B 社において最初に支給された給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除された可能性も考えられる。」としていることから、B 社が保管する昭和 60 年 7 月分給料台帳を確認したところ、申立人の同月の給与から 1 か月分の厚生年金保険料 (9,010 円) が控除されていることが確認できるものの、同社は厚生年金保険料の控除を当月控除方式としていること、及び当該金額は申立期間の保険料額とは異なっていることを踏まえると、申立期間における厚生年金保険料を出向先の事業主により控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月1日から同年11月1日まで

私は、申立期間当時、A社B支社を退職し、C社（現在は、D社）に就職したが、A社E支社の支社長から再入社の話があり、同社E支社に就職したことを思い出した。

申立期間当時、失業していた覚えは無く、会社で働いていたことは間違いないので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間当時、A社B支社を退職し、C社に就職した後、再度、A社E支社に就職したとしているところ、D社本社は、申立人の申立期間に係る在籍及び厚生年金保険の加入を確認できる資料は無いとしており、C社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時のC社の同僚として、一人の名前を挙げているが、姓のみのため特定することができず、申立人の同社における勤務実態について確認することができない。

さらに、申立期間におけるC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険の番号に欠番も無い。

2 申立人は、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和32年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、35年3月1日に資格を喪失し、その後、同社E支社に係る被保険者名簿において、同年11月1日に資格を取得し、38年11月1日に資格を喪失していることが確認でき、これらの記録は、オンライン記録と一致している。

また、A社E支社の同僚によると、「当時、同社の社員の厚生年金保険被

保険者証は支社で保管していたことから、営業職員が支社を異動した場合、異動元の支社から異動先の支社に送付していた。」としており、申立人の同社B支社における厚生年金保険被保険者記号番号と同社E支社における記号番号は相違していることから、申立人は、同社B支社を退職し、同社E支社へ再入社したことがうかがえる。

さらに、A社E支社の同僚8人に照会したところ、6人から回答があり、そのうちの3人が、「営業職員の場合、3か月から6か月ぐらいの試用期間があった。」と回答していることから、申立人が、同社B支社を退職した後、同社E支社に再入社した際に試用期間の取扱いがあったことがうかがえる。

加えて、申立人が名前を挙げているA社E支社の支社長は、既に死亡している上、A社の後継事業所であるF社は、人事記録等の資料は保管していないとしているため、申立人の申立期間に係るA社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

- 3 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 2 月 11 日から 42 年 5 月 28 日まで
② 昭和 42 年 6 月 8 日から 45 年 3 月 21 日まで

私は、昭和 42 年 6 月 8 日から 45 年 3 月 21 日まで A 社 B 支店 C 出張所で勤務したが、結婚のため退社した。その後の同年 5 月に脱退手当金を受け取った記録になっているが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として年金事務所が保管する脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名及び押印とともに申立人の実家の住所が確認できる上、脱退手当金計算書には、脱退手当金の送金先の払渡店として当該住所地の近隣の「D 金融機関」と記載されていることから、申立人の意思に基づき、脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間②の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②の事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失した約 1 か月半後に支給決定されているほか、前述の裁定請求書及び計算書に不自然な点はみられないなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から平成 3 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 10 月から平成 3 年 9 月までの約 10 年間、A 社に勤務し、所長の B 氏が体調を崩した同年 10 月に A 社を引き継いだ。しかし、事務引き継ぎに当たって、前所長が申立期間中、社会保険事務所（当時）に提出していた算定基礎届の控えを見たところ、私の給与からは、報酬相当の厚生年金保険料を控除しているにもかかわらず、算定基礎届に記載されている報酬は、実際の半分の額で届出され、事業主負担額が生じないように細工されていたので、正当な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所の申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、オンライン記録によると、申立期間当時の申立人の標準報酬月額は、申立事業所における申立人の前任者（男性）の標準報酬月額と比較しても大きな差はなく、申立事業所において、申立人の標準報酬月額のみが、低額の記録となっている状況とは認められない。

また、申立人は、申立てに係る厚生年金保険料控除額及び標準報酬月額を確認できる資料を所持していない上、申立事業所は既に閉鎖され、申立事業所で社会保険事務を担当していた個人事業主は既に死亡し、申立事業所を承継した事業所も申立期間当時の源泉徴収簿等関係資料は残っていないと回答している一方、同僚照会をしても、申立事業所勤務当時の厚生年金保険料控除額が分かる資料を保有している者や当時の厚生年金保険料控除額を覚えている者はいないため、申立人の主張する申立期間の標準報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立事業所における申立人の厚生年金保険被保険者原票に訂正された痕跡は無く、オンライン記録と一致している上、オンライン記録をみても、遡及して訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡は無い。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月 14 日から平成 3 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 12 月の採用時に、A 社の所長から、前職ではいくら給与をもらっていたか問われたため、前職の標準報酬月額（13 万 4 千円）程度であったことを答えたところ、月額 14 万円で入社が決まったのを記憶している。A 社入社 1 年後、しばらくして 1 万円給与を上げてくれたことを記憶しているので、平成元年 8 月以降の標準報酬月額は 15 万円になると考えるが、申立期間の標準報酬月額は、自分の記憶する給与支給額よりも低く記録されているので、正当な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所の申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、オンライン記録によると、申立期間当時の申立人の標準報酬月額は、申立人と同時期に勤務していた女性 2 人の申立期間中における標準報酬月額の記録と比較しても、特に低額の記録となっている状況とは認められない。

また、申立人は、申立てに係る厚生年金保険料控除額及び標準報酬月額を確認できる資料を所持していない上、申立事業所は既に閉鎖され、申立事業所で社会保険事務を担当していた個人事業主は既に死亡し、申立事業所を承継した事業所も申立期間当時の源泉徴収簿等関係資料は残っていないと回答している一方、同僚照会をしても、申立事業所勤務当時の厚生年金保険料控除額が分かる資料を保有している者や当時の厚生年金保険料控除額を覚えている者はいないため、申立人の主張する申立期間の標準報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、オンライン記録をみても、遡及して訂正されているなどの不自然な

処理が行われた形跡は無い。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。